

琉球列島米国民政府メディア調査資料の紹介

大城 由希江[†]

はじめに

- 1 戦後沖縄のメディア関係機関
- 2 メディア調査の概要
- 3 メディア利用・普及状況の変遷
 - 3-1 新聞
 - 3-2 雑誌・書籍
 - 3-3 ラジオ
 - 3-4 テレビ
 - 3-5 映画
- 4 米軍占領下のメディアをめぐる規制と法律

おわりに

はじめに

本稿では米国統治期の沖縄において、琉球列島米国民政府（United States Civil Administration of the Ryukyu Islands 以下、「USCAR」と記す）によって編まれたメディア調査資料を紹介する。資料紹介を通して、この時代のメディア政策・習慣への関心を促し、関連資料の利用を推進することを目標とする。

1945年4月5日に米国海軍軍政府布告第一号（ニミッツ布告）を公布し、沖縄に対する日本国の行政権及び司法権を停止した米軍は、米海軍軍政府を設置、占領行政を開始した。1972年の日本本土復帰までつづく米国の占領行政のはじまりである。沖縄を占領した米軍は、効率的・効果的に住民統治を推し進めるために、現地住民が組織するメディア機関の運営に経済的・技術的な援助を行った¹。運営を開始したメディア機関は積極的にUSCARの広報の場として利用され、例えば、後に『琉球新報』に改称する初期の『ウルマ新報』は1946年5月22日に政府新聞と認可されており²、ラジオでは「USCAR HOUR」や「政府の時間」というUSCAR・琉球政府の広報番組が生まれ、琉米文化センターや地域の公民館では米軍作成の広報映画が放映されるなどした。その一方で、メディアの運営や報道内容には様々な規制が敷かれていた。したがって、各メディアの運営形態や内容変遷を詳らかにする作業が、政府広報と言論統制を両輪として展開したUSCARのメディア政策の実態を浮かび上がらせることに繋がると考えられる。

沖縄県公文書館では、1957年・1958年・1967年・1969年度の4カ年分のメディア調査報告書を所蔵

[†] おおしろ ゆきえ 公益財団法人沖縄県文化振興会 非常勤職員

¹ 戦後における新聞の復興については辻村明・大田昌秀『沖縄の言論 新聞と放送』（1966、南方同胞援護会）、ラジオに関しては宮城悦二郎『沖縄・戦後放送史』（1994、ひるぎ社）を参照のこと。

² 『ウルマ新報』1946年5月22日付

している。これらはUSCARが琉球住民³を対象として、聞き取り調査により各メディアについて普及状況や利用習慣、好みを調べた結果をまとめたものである。調査項目の設定や分析視点からはUSCARのメディア政策の一端を推測でき、また調査結果からは当時の住民の生活様式の一端を窺うことができる資料である。本稿では、米国統治期のメディア関係の法制度を整理しつつ、USCAR発行のメディア調査報告書資料に言及することで、メディア関係資料活用のための情報提供としたい。

1 戦後沖縄のメディア関係機関

本節では米軍占領期沖縄におけるメディア機関の歴史的展開を整理し、次節のメディア報告書の分析へと繋げたい。表1は、戦後沖縄社会の中でメディア機関が復興、または新設されていく状況を時系軸に沿って整理したものである。

<表1> 戦後沖縄各メディアの設立状況⁴

年月日	メディア	メディア機関設立状況 (対象者、使用言語)
1945年5月15日	【ラジオ】	AFRS開設 (米軍向け、英語放送 米軍野戦放送)
1945年7月25日	【新聞】	『ウルマ新報』創刊 (一般住民向け、日本語 1947年4月民間企業に移行、1951年9月『琉球新報』に改題)
1948年1月	【映画】	国際劇場開館 (一般住民向け)
1948年7月1日	【新聞】	『沖縄タイムス』創刊 (一般住民向け、日本語)
1950年1月21日	【ラジオ】	AKAR開設 (一般住民向け、日本語放送 1953年KSAR改称。現在の琉球放送局)
1951年11月	【映画】	沖映館開館 (一般住民向け)
1952年6月	【映画】	オリオン座開館 (一般住民向け)
1953年7月15日	【ラジオ】	VOA開設 (米軍向け、英語放送 東アジアのVOA中継局)
1955年7月	【映画】	国映館開館 (一般住民向け)
1955年9月1日	【ラジオ】	KSBK放送開始 (米軍向け、英語放送 KSAR局内に併設)
1955年12月24日	【テレビ】	AFRT放送開始 (米軍向け、英語放送)
1958年2月	【ラジオ】	KSAB放送開始 (一般住民向け、英語放送 通称極東放送)
1959年3月	【ラジオ】	KSDX放送開始 (一般住民向け、日本語放送 通称極東放送)
1959年11月1日	【テレビ】	沖縄テレビ (OTV) 開設 (一般住民向け、日本語放送)
1960年6月1日	【テレビ】	琉球放送 (RBC) 開設 (一般住民向け、日本語放送)
1960年7月1日	【ラジオ】	ラジオ沖縄 (ROK) 開設 (一般住民向け、日本語放送)
1964年9月1日	【テレビ】	日琉間マイクロウェーブ回線開通
1964年9月15日	【ラジオ・テレビ】	NHK沖縄総局設置 (一般住民向け、日本語放送)
1966年8月1日	【ラジオ】	AFRTS、FM放送開始 (米軍向け、日本語放送)

各メディアの設立状況を概観すると、戦後から1950年代初めにかけては、【新聞】【映画】【ラジオ】といったメディア機関の復興が目立つ。1950年代後半以降は【テレビ】が誕生し、一方では【ラジオ】放送局の多局化が進んでいる。特に占領初期のラジオや新聞、映画といったメディアは「文化情報教育」と呼ばれ、「沖縄の人民に島内の事情軍政府の目的及び事業を周知し且つ沖縄の人民を教育して民主主義的政府の観念を教えそれに参加せしめる」⁵ことを目的として、米軍によって振興さ

³ 本稿では、1952年2月29日制定の米国民政府布令第68号「琉球政府章典」第3条「琉球住民とは琉球の戸籍簿にその出生及び氏名の記載されてある自然人をいふ」の規定にならい、現地住民にあたる呼称を「琉球住民」に統一する。

⁴ 辻村明・大田昌秀『沖縄の言論 新聞と放送』(1966、南方同胞援護会)、宮城悦二郎『沖縄・戦後放送史』(1994、ひるぎ社)、門奈直樹『アメリカ占領時代沖縄言論統制史』(1996、雄山閣出版)を参考に作成。

⁵ 『うるま新報』1947年11月28日付

れたという来歴を持つ。沖縄民主化政策のための広報装置として綿密な復興計画の下で設立されたメディア機関は、琉球住民に如何に受容されたのか。また統治者側は、住民のメディア習慣と広報の効果をどのような測度で量ろうとしていたか。次節では、USCARが作成したメディア調査報告書本文の記述を整理することで、以上の問題を検討するための情報提供にかえたい

2 メディア調査の概要

琉球列島におけるメディアの普及状況を把握するために、USCARが1951年、1957年、1958年、1965年、1967年、1969年の計6回、1,000人規模の聞き取り調査を行ったことが、現存している報告書資料の記述より明らかとなっている。そのうち沖縄県公文書館では、1951年と1965年を除く4カ年分の報告書を所蔵している⁶。報告書の構成は、調査結果の要因分析、質問項目ごとの結果細目一覧、調査時に使用したと思われる質問票の添付となっている。調査項目の設定の仕方からは、書籍・雑誌・新聞などの活字メディアと、ラジオ・テレビ・映画といった音響・映像メディアについて、USCARが媒体別に普及状況や琉球住民の嗜好を調べていた様子が窺える。各メディアの普及と利用状況の調査を行うことで、USCARは効果的な広報活動の在り方を模索していたと考えられる。以下では報告書の記述を基にして、調査年度別にメディア調査の概要についてまとめておく。

【1951年調査】

報告書現物は確認できていないが、1957年の報告書の記述から分かることをまとめておく。調査名は「Okinawa Radio Listening - A Public Opinion Research」と記されている。調査は「沖縄人のラジオ聴取習慣を調べること」⁷、[USCARの放送局であるAKARラジオ局のプログラムが沖縄住民の好みに合っているかを調べること]を目的としているので、ラジオに限った実態調査だったと考えられる。調査結果の部分的な数値しか残っておらず、対象地域、人数、期間、方法、分析枠組みなど詳細は不明である。



写真 1：琉球新報社を訪れるブース高等弁務官
(1958年5月8日 資料コード：0000030009)



写真 2：琉球米陸軍病院のラジオ放送
(1962年4月16日 資料コード：0000029946)



写真 3：テレビで会見する高等弁務官
(1964年8月29日 資料コード：0000029991)



写真 4：那覇 国際劇場の映画看板
(1966年1月26日 資料コード：0000041447)

⁶ これらのメディア調査報告書は、個人文書群のひとつである「フライマス・コレクション」に収められている。同文書群の概要については、福地洋子「フライマス・コレクションに含まれる軍政期資料について」『沖縄県公文書館研究紀要第8号』（2006、沖縄県公文書館）を参照のこと。

⁷ 以下、[] で括った語句や文章は、筆者が日本語訳を行ったものであることを示す。原文は「」で記す。

【1957年調査】

報告書タイトルは「A Survey of the Media Habits of Ryukyuan People」⁸である。報告書の構成はメディアごとに調査結果の概略、調査結果分析、結果細目表、質問票の順となっている。1951年の調査データと比較分析していることから、1951年に続けて2度目の調査だったと考えられる。対象者は[琉球列島全地域の106の地域からランダムに選ばれた恒久的本籍を持つ15歳以上の琉球住民1,000人]（有効データは853人分）であった。調査期間は1957年6月24日から7月8日まで、調査方法はインタビュー形式であったと記されている。調査目的は[沖縄人のメディア習慣を調べる]とのみ記されている。調査項目数はメディアごとに、新聞11、雑誌10、書籍6、ラジオ11、映画14である。テレビに関しては調べられていない。結果細目表で、比率を出すために使われている分析枠組みは「Area」[地域]「Sex」[性別]「Age」[年齢]「Education」[学歴]「Occupation」[職業]「Socio Economic Status」[社会経済的地位]「Reading Ability (judged by interviewer)」[読解力(調査者の判断による)]である。

【1958年調査】

報告書のタイトルは「Mass Media Preference Survey」⁹、本文は、調査結果分析、結果細目表、質問票の順で構成されている¹⁰。対象者は16歳以上の男女1,000人（有効データは803人分）、[前年度調査者の追跡調査である]と記されている。宮古、八重山など離島も含む琉球列島全域が対象地に指定されている。調査は1958年7月16日から8月16日までの期間に実施された。調査目的は[民政府広報局が行った広報活動の参考となる資料を得ること]、[一般大衆のマスメディアの嗜好を調べて今後の広報活動に活かすことにある]と記されている。調査項目数は各メディア、新聞10、雑誌10、書籍6、ラジオ15、映画10となっている。テレビに関する調査はなされていない。分析枠組みは「Area」「Sex」「Age」「Education」「Occupation」「Socio-Economic Status」「Respondent's understanding of questions (judged by interviewer)」[質問に対する回答者の理解度(調査者の判断による)]であり、前年度と同一項目である。

【1965年調査】

報告書現物は確認できていないが、1967年の報告書の記述から分かることをまとめておく¹¹。調査名と目的は不明である。調査結果の部分的な数値しか残っておらず、対象人数、期間、方法、分析枠組みなど詳細は分からない。ただし、対象地域は[沖縄本島のみ]であったという記述が残っている。雑誌・書籍、映画に関しては調査結果が示されていないことからすると、新聞、ラジオ、テレビに関する調査が行われたと考えられる。

⁸ 沖縄県公文書館資料コード：0000029818 A Survey of the Media Habits of Ryukyuan People, Part I, Radio

⁹ 沖縄県公文書館資料コード：0000029817 Mass Media Preference Survey, Vol. - . 本報告書中の結果細目表と調査票の一部は、民政府広報局文書資料にも一部収録されている。詳しくは以下の資料を参照のこと。沖縄県公文書館資料コード：0000044885 Mass Media Preference Survey, Vol. & :Tables (Sep 1958).

¹⁰ 同報告書には、[会議]と[議論]の方法に関する意見調査や琉米文化センターに関する調査トピックも含まれる。

¹¹ ただし民政府広報局文書資料の一部に、1965年のメディア調査に関する報告文書(調査名：The Communications Media of the Ryukyu Islands)が含まれており、1967年の報告書に引用されている数値と近似していることからすると、この2つは同一の調査である可能性も考えられる。沖縄県公文書館資料コード：0000044853 Reference Paper Files,1966.Public Opinion Surveys.

【1967年調査】

報告書のタイトルは「Ryukyuan Islands Public Opinion Survey」¹²である。報告書は全4冊からなり、「Analysis of the Results」と表紙に記された調査結果分析の報告書が一冊、Part1が調査結果の概略を記したものの、Part2が結果細目表、Part3が社会情勢や政治政策に対する意見をまとめたものとなっている。対象者はランダムに選ばれた1947年7月1日以前生まれの沖縄島1,200人（有効数958人分）、宮古島250人（有効数204人分）、八重山諸島200人（有効数176人分）の成人であった。調査期間は1967年8月1日から8月15日まで、調査方法はインタビュー形式であったと記されている。調査目的は記されていない。調査項目数はメディアごとに新聞5、雑誌3、ラジオ14、テレビ7となっている。書籍と映画に関する調査はされていない。分析枠組みは「Geographical Division」[地理的区分]「Residence」[居住形態]「Sex」「Education」「Occupation」「Status in Household」[家庭での地位]「Job of the Head of the Household」[世帯主の職業]「Marital Status」[配偶関係]「Landowner or Not」[地主か否か]「Socio-economic Status」「Degree of Interest Shown by the Respondent」[回答者の興味関心の程度]である。報告書は冊子形態に製本されているものの、「For Official Use Only」[公的使用に限る]という印が押されており、内部文書であることを示している。

【1969年調査】

報告書タイトルは「Okinawa Islands Public Opinion Survey」¹³、全4冊の報告書からなる。各簿冊の内容構成は1967年と同じである。報告書の対象者は、ランダムに選ばれた1949年8月1日以前生まれの沖縄人1,500人（有効数1,126人分）であり、調査はインタビュー形式が取られた。調査目的については記されていない。調査項目数は新聞3、雑誌3、ラジオ6、テレビ3である。分析枠組みは、「Land owner or Not」が含まれていない以外は1967年と同一である。1967年と同じく「For Official Use Only」の印が押されている。

以上、調査概要を整理してきたが、1,000人以上を対象とする大規模調査であったこと、約1か月弱の短期間に集中的に取り組まれたことが各調査に共通する。報告書資料4冊を俯瞰すると、調査を重ねるごとに質問項目数が減っており、調査が簡素化している傾向があることが分かる。調査対象者の決定方法や調査者側の人数及び身分、琉球政府との関係など、不明な点も多い。

3 メディア利用・普及状況の変遷

本項では、報告書に掲載されている調査データを基にして、各メディアの普及・利用習慣の変遷を整理する。対象時期は報告書が編まれた1951年から1969年の18年間である。ただし、調査年度によって調査項目にばらつきが見られるため、分析の対象は通年のデータがある項目に限る。1951年と1965年は報告書が現存していないものの、1957年及び1967年の報告書に一部データが掲載されているためその数値を引用した。

¹² 沖縄県公文書館資料コード：0000029812 Ryukyu Islands Public Opinion Survey: Part August 1967、0000029813 Ryukyu Islands Public Opinion Survey: Part August 1967、0000029814 Ryukyu Islands Public Opinion Survey: Part August 1967、0000029827 Ryukyu Islands Public Opinion Survey: Analysis of the Result August 1967

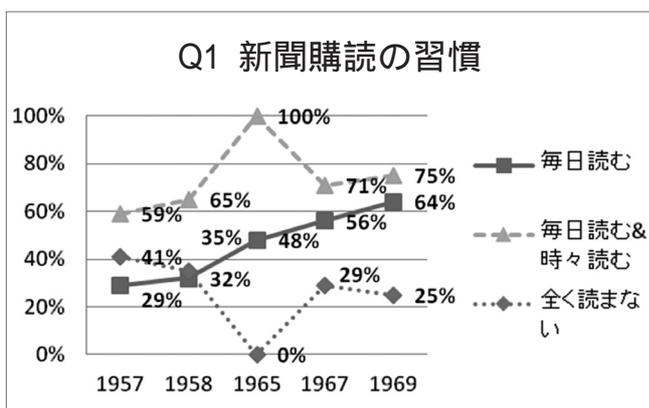
¹³ 沖縄県公文書館資料コード：0000029819 Okinawa Islands Public Opinion Survey: Analysis of the Results、0000029820 Okinawa Islands Public Opinion Survey: Part 、0000029821 Okinawa Islands Public Opinion Survey: Part 、0000029822 Okinawa Islands Public Opinion Survey: Part

3 - 1 新聞

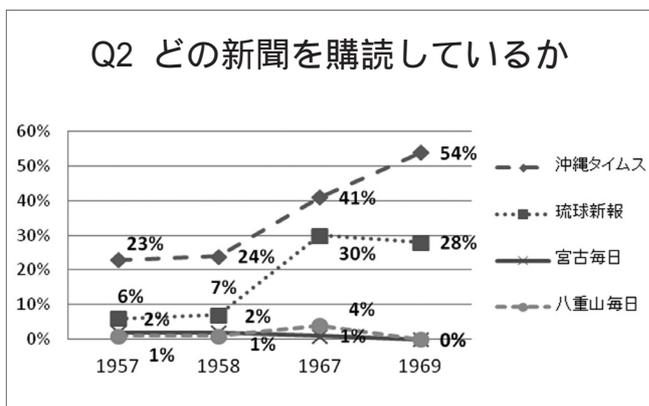
新聞に関する調査は、1957年から1969年のメディア調査で取り込まれている。本論文中、頁の左側に示す各グラフは、報告書に添付されている調査結果表の数値をもとに筆者が作成したものである。

まず「Q1. 新聞購読の習慣」から見ていこう。[新聞を毎日読む]・[時々読む]と答えた者の数は1957年から1969年にかけて16%増加している。[毎日読む]に限ると、約12年間で2倍の数に増加しており、時代が下るにつれて新聞を読む習慣が定着していると言える。ただし、1958年の報告書に、参考資料として掲載されている1956年の日本全体の新聞購読率調査結果を見ると、[全く読まない]と答えた者は13%（1958年の沖縄35%）、[毎日読む]は66%（沖縄32%）であり、日本本土の住民と比べると新聞購読習慣を持たない層が厚いのが沖縄の特徴と言えるだろう。1965年に[新聞を全く読まない]という回答者が0%になっていることについては報告書中に記述がないため、理由は不明である。1958年の調査では、[新聞を読まない]と答えた回答者にその理由を尋ねているが、[漢字が読めないから]と答えたものが多数を占めており、識字率と購読習慣の関係性を示唆している。識字能力の関係から、回答者の属性と購読率の関係性に注目すると、1958年の調査では、公共教育機関

での就学経験がない者の98%、小学校卒業者の68%が新聞購読の機会を持っておらず、学校教育経験と新聞購読率が相対関係にあることが分かる。報告書の執筆者は[識字率の低さは政策運営に影響する]、[早いうちに読者層を広げなければならない]と分析・展望しており、円滑な政策運営を可能とするために、広報媒体である新聞の購読率を上げるための識字率の向上が目指されている。



「Q2. どの新聞を購読しているか」という問いへの回答結果は、現在の沖縄における新聞販売数と同じく、『沖縄タイムス』と『琉球新報』の寡占状態となっている。調査対象者全体に占める離島住民の数が少数なためQ2のグラフには反映されていないものの、1967年調査では、宮古・八重山ではそれぞれ『宮古毎日新聞』12.3%、『八重山毎日新聞』46.6%の購読率を示しており、この地域に限っては新報・タイムスよりも高い。全国紙に比べ地域情報の掲載が多い地方紙の人気の高いという事実は、生活に密着した情報の取得を住民が望んでいたことの表れではないだろうか。



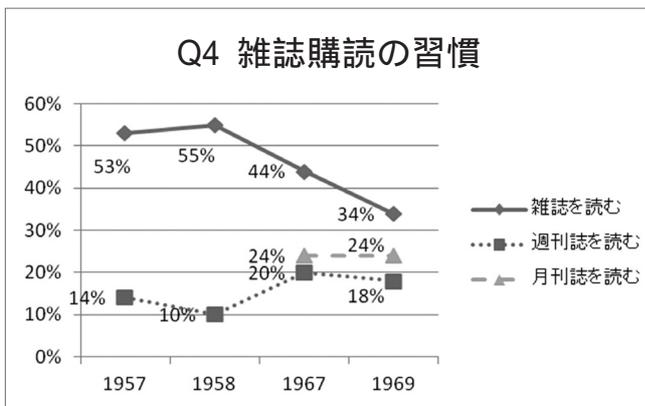
「Q3. どの記事をよく読むか」という問いは、1965年と1969年の調査には確認できなかった。全10項目から[よく読む記事]を複数回答する問いであり、Q3に明らかのように、調査年度によらず購読率の高い記事は一貫している。

	1957	1958	1967
1位	社会	社会	社会
2位	政治&国際	政治&国際	政治&国際
3位	社説	社説	女性&子供向け
4位	女性&子供向け	女性&子供向け	スポーツ
5位	スポーツ	スポーツ	社説

1967年の報告書の分析欄には「社会・国際ニュースは一番初めに読むのに加え、じっくり時間をかけて読む傾向がある」と記されているように、これらの記事は購読率が高いのみならず、丹念に目を通されていたことが分かる。新聞は琉球住民に、社会情勢に関する情報を得るメディアだと認知されていたと考えられる。

3 - 2 雑誌・書籍

次に、雑誌と書籍に関する調査結果を見ていこう。雑誌に関しては、1957年・1958年・1967年・1969年度の4回にわたり、調査が実施されている。「Q4. 雑誌購読の習慣」の問いで「雑誌を読む」という回答者は1950年代の割合が高く、1960年代後半には減少している。購読率低下については、調査者側も明確な原因が探れていないようで、分析欄に記述はない。読者層の属性について1958年の報告書では、「高学歴層と若者層に雑誌購読の習慣を持つ者が多い」と分析されている。



報告書では、「高学歴層と若者層に雑誌購読の習慣を持つ者が多い」と分析されている。

「Q5. よく読む雑誌」の質問項目に関しては、添付されている質問用紙と調査結果を見比べると、質問紙に事前に用意された雑誌名を「よく読む」と答えた回答者は少なく、「Other magazines」に分類され、「Free answer」に挙げられた雑誌が上位を占めており、調査者側の予想と異なる結果となっていることが分かる。

Q5 よく読む雑誌
括弧書きは出版社を表す。

	1957	1958	1967	1969
1位	平凡 (平凡出版)	平凡	女性自身 (光文社)	女性自身
2位	生徒と子供	家の光	家の光	朝日ジャーナル (朝日新聞社)
3位	家の光 (農業協同組合)	文芸春秋 (文芸春秋社)	文芸春秋	週刊読売 (読売新聞社)
4位	朝日ウィークリー (朝日新聞社)	主婦と生活 (主婦と生活社)	主婦と生活	週刊朝日
5位	サンデー毎日 ウィークリー (毎日新聞社)	明星 (集英社)	週刊朝日 (朝日新聞社)	主婦と生活

雑誌の内容や読者対象に注目すると、Q5の雑誌は4つに種別できる。まず「平凡」、「明星」などの若者向け雑誌、2つ目に「家の光」、「文芸春秋」といった大衆向け雑誌、「主婦と生活」などの婦人向け雑誌が3つ目に、4つ目には新聞社が出版した週刊誌及び月刊誌が挙げられる。人気雑誌の内容種別に関わらず、雑誌購読率の男女比率はどの年度も半々であった。

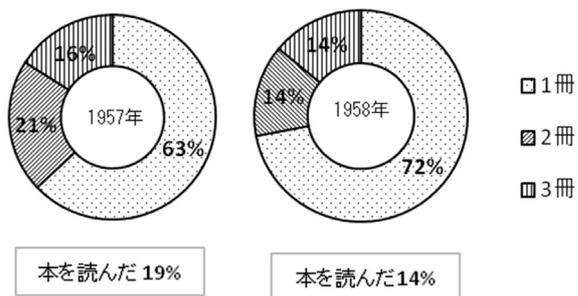
Q5の雑誌名の下部に括弧書きで示した出版社名に注目すると、日本本土の出版社が占めており、沖縄で発行された雑誌が1冊も含まれていないことが分かるだろう。

しかしこの時期、沖縄で全く雑誌が刊行されていなかったわけではない。例を挙げれば、沖縄タイムス社とうるま新報社はそれぞれ1949年に『月刊タイムス』と『うるま春秋』という雑誌を刊行している¹⁴。他にも、沖縄毎日新聞社から『沖縄青年』が、沖縄出版社からは『世論週報』が出版されていた。また、USCAR広報宣伝誌である『今日の琉球』が1957年に、『守礼の光』が1959年からそれぞれ刊行しており、これらは公共機関に無料配布され、住民は自由に閲覧できる機会を得ていた。後述するが、ラジオ・テレビ番組では郷土番組が人気であったのに対し、雑誌購読においては日本本土出版の雑誌が占有していたことの持つ意味については、今後の研究課題としたい。

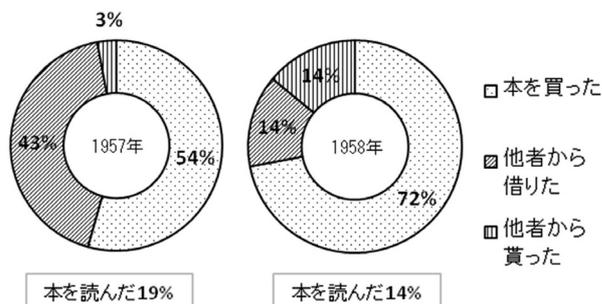
一般書籍の読書習慣調査に関しては、1957年と1958年の調査でのみ扱われたようである。この2年

¹⁴ 文教局教育研究課編『琉球史料 第9集 文化編1 復刻』(1988、那覇出版社) 145-146頁

Q6 先月一か月間の読書の有無と冊数



Q7 本の入手方法



を比較すると、「Q6. 先月一か月間の読書の有無と冊数」の問いでは読書経験を有する者の減少と、読書冊数の減少が確認できる。減少の理由について調査者は要因を突き止められていない。同じ活字メディアでも新聞や雑誌と比べ、一般書籍を読む習慣を持つ住民は少数であったことが分かる。[本を読んだ]という回答者の属性を見ると、[高所得者]で[高学歴者]であり、加えて[新聞を毎日読む]者の割合が高く、このことから読書習慣は一部の層に限られていたと言えるだろう。

「Q7. 本の入手方法」は自分で購入するものが半数以上で、1958年の報告書には[琉米文化センターが本を貸出している地域と読書率は全く関係がない]と記されている。この時期、住民はどのような本を読むことができたのか。1952年から1957年までの間に、出版物許可申請で許可となった単行本は160冊であった¹⁵。しかし、この時期の沖縄社会で流通していた書籍の

全てが記録されていたわけではない。ただし、琉球住民側政府組織と米軍政府組織の往復書簡をまとめた「対米国民政府往復文書」群¹⁶の一部には、「Permission of Publication」[出版物の許可]という文書がいくつか綴られてある。この文書は、一般書籍・雑誌・新聞の出版許可を扱ったものであり、沖縄社会に出回った書誌の一部を知ることができる。このような文書資料を丹念に見ていく作業によって、出版物の許可/不許可の事例からUSCARの言論統制の有様と、琉球住民が入手できた書籍の実態を解明することができるだろう。

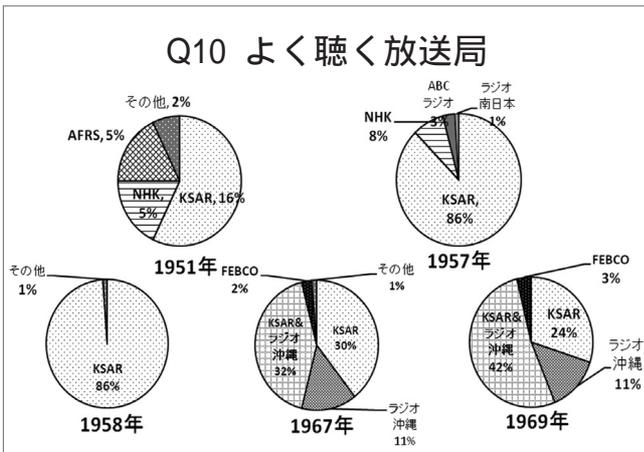
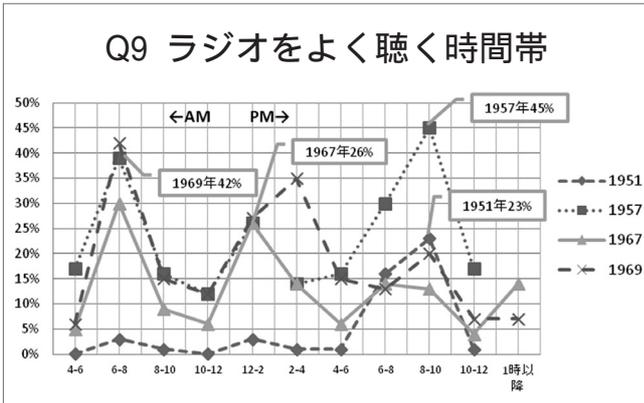
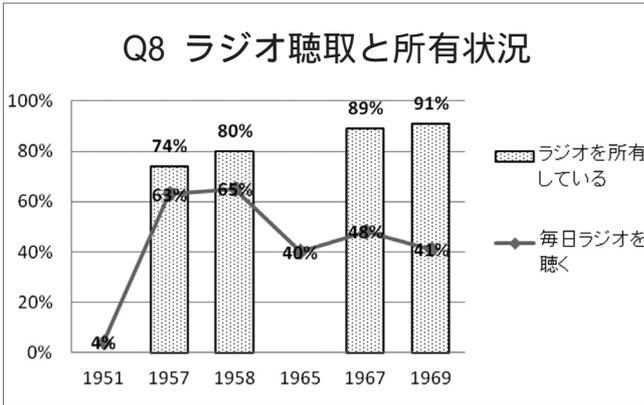
3 - 3 ラジオ

次にラジオについて見ていく。まず「Q8. ラジオ聴取と所有状況」の結果であるが、[毎日ラジオを聴く]と答えた回答者は1951年が4%、1957年は63%であり、6年余りで約16倍の増加となっている。聴取頻度の増加について先行研究では、有線の「親子ラジオ」が普及した影響だと言われている¹⁷。親子ラジオという設備は、一つの配信所から、有線で受信機を有する家庭や店舗に放送を配信する仕組みで、配電設備が整っていない状況下では、安価な機器と安定した音の配給が高い普及に繋がった。親子ラジオは主に民間企業が経営しており、加入者はスイッチを入れるだけで1日中放送が楽しめた。1969年の報告書には、[農家・漁師のラジオ聴取率が高い]との記述があり、仕事中にラジオを聴く

¹⁵ 沖縄タイムス社編『沖縄年鑑1959年版』(1959、沖縄タイムス社) 578頁

¹⁶ 対米国民政府往復文書についてはA.P.ジェンキンス「情報：アーキビスト間及びアーキビスト利用者(琉球政府对米国民政府)往復文書ケーススタディ」『沖縄県公文書館研究紀要第6号』(2004、沖縄県公文書館)を参照のこと。

¹⁷ 宮城悦二郎『沖縄・戦後放送史』(1994、ひるぎ社)。宮城によると、GHQとPHIL RYCOM(フィリピン・琉球軍司令部)との交渉過程を記した文書から、1948年度のガリオア資金の一部である92,452ドルがラジオ局建設、機器購入、親子ラジオ購入に当てられたという。親子ラジオは85セット(受信機1台に300個のスピーカーがついているので、25,500個のスピーカーとなる。)が購入されている。



習慣があったことが分かる。1951年と1957年に「1日の平均聴取時間」として回答数が多かったのは「4時間」であり、ラジオと生活の結びつきが強い時代であったと考えられる。1967年と1969年の調査では、ラジオ所有率が増加傾向にあるのに対して、聴取頻度は減少、聴取時間は「2～3時間」と短縮している。1950年代から1960年代の『琉球統計年鑑』の「ラジオ普及状況」をみると、1960年までは親子ラジオの台数が普通ラジオを上回っているのに対し、1962年に親子ラジオ80,096台、普通ラジオ86,616台という結果になり、逆転している¹⁸。1960年代に入ると、安価で入手しやすいことが魅力的な親子ラジオから、高性能な普通ラジオへと所有スタイルが変化しているのだ。ラジオ機器の普及とは相反するように、1960年代のラジオ聴取率が低下しているのは、1959年からテレビ放送が開始したこと、学校教育の普及によってより広範囲の住民に活字メディアが利用されるようになったことが関係していると考えられる。

「Q9.ラジオをよく聴く時間帯」には3つのピークが確認できる。午前6時～8時、昼12時～4時、午後6～10時の聴取率が高くなっている。1967年の聴取時間帯のうち、夜10時以降が高聴取率となっている理由に関しては、1964年のラジオ沖縄社のパンフレットが参考資料となる¹⁹。同パンフレットでは、琉球住民のカー・ラジオの聴取率が高率であることが指摘されており、夜11時台の「ニッサンハイウェイアワー」が車内

で最も多く聴取されていると記述されている。1967年の夜間のラジオ聴取率が高いことは、車利用の習慣と関係しているのではないだろうか。

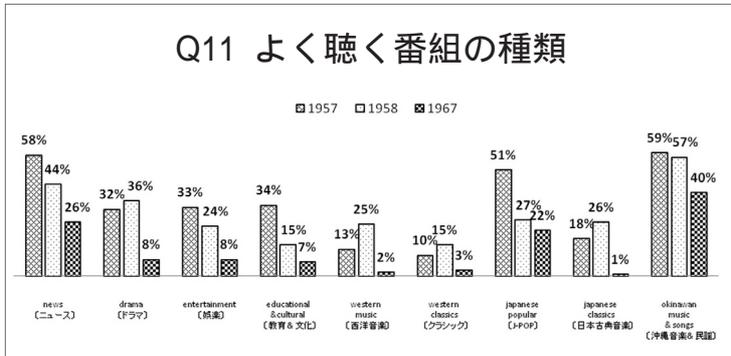
「Q10. よく聴く放送局」に関しては、1958年までKSAR放送局が優勢、1960年にラジオ沖縄が開局して以降はKSAR&ラジオ沖縄をよく聴くと答えた回答者が多い。この原因は親子ラジオのシステムに起因する。親子ラジオには1コンソールタイプと2コンソールタイプがあり、前者が一般的であった²⁰。1コンソールタイプで聴取できるのはKSARラジオ局のみであった。したがって、1950年代にKSAR局が優勢であったことは当然の結果だと言える。Q10で注目されるのが、少数ではあるが

¹⁸ 『琉球統計年鑑』第1回-第6回(1957-1963、琉球政府)1960年までは企画統計局編、1961年以降は統計庁編集。

¹⁹ 沖縄県公文書館資料コード：0000015668 最近の沖縄経済事情 ラジオ沖縄について

²⁰ コンソールラジオとは一般的に脚付きラジオ設備のことを指すが、親子ラジオの場合にはダイヤルの数を表わす。

「NHK」や「ラジオ南日本」といった日本本土の放送局名が挙がっていることである。従来の研究では、沖縄島内のラジオ局の設立過程や放送番組の内容変遷が注目される傾向があり、住民が島外の放送局の番組を聴取していたことにはあまり関心が払われてこなかった。しかし性能の良いラジオ機器では島外の放送を受信することも可能であり、このメディア調査が普段表に出る事のない一般住民を対象とした調査であるからこそ明らかになったと言える。



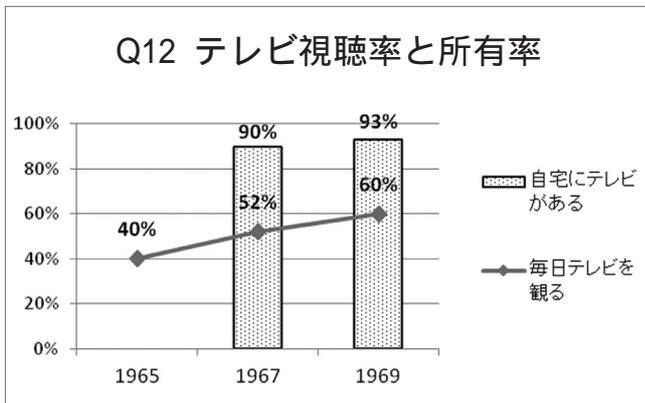
「Q11. よく聴く番組の種類」からは、沖縄民謡が一貫して人気を誇っていたことが分かる。「ローカルに徹せよ」という社訓のもとに作成した自主番組が、全放送の約30%を占めていた1960年代中頃のラジオ沖縄では、毎日夕方の16時台と17時台に「方言ニュース」と「歌の巡航船」、日曜日を除いて「郷土の民謡」と「郷土劇」というローカル番組を放映していた²¹。これらの番組放送時間はQ9の

グラフを参照すると、聴取率が上昇傾向に入る午後4時以降に設定されていることが分かる。これらのローカル番組は、「聴取率の向上」をはかるために企画されたと記述されており、民間放送局でも沖縄民謡の人気の高さが注目されていたことを示唆している。この沖縄民謡や郷土演劇を含む郷土芸能嗜好の傾向は、後述するがテレビの視聴率にも影響を与えたと考えられる。

3 - 4 テレビ

一般住民向けテレビ放送が始まるのは、表1で示したように1959年11月まで待たなければならない。したがって1957年と1958年の調査では、テレビ視聴に関する調査項目は設けられていない²²。1950年代後半のテレビ放送局の開局は、琉球住民にどのように受け入れられたのだろうか。『沖縄年鑑1959年版』の社会面には、「沖縄テレビの発足によってテレビブームがおこり、都市地区では受像機が軒なみにふえ、テレビ屋の店頭ではテレビをみる群集がしばしば交通妨害になると騒がれた」²³と記述

されているようにテレビは放送開始とともに琉球住民の注目を集め、社会の一大ブームを引き起こした。

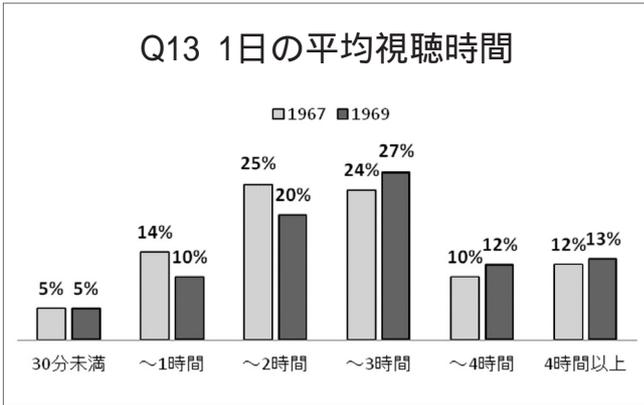


「Q12. テレビ視聴率と所有率」を見てみると、1965年から1969年にかけて視聴率・所有率ともに増加傾向にあることが分かる。ただし、1965年の調査では所有状況を問う質問は確認できなかった。60年代後半の調査では、調査対象者の半数以上が「毎日テレビを視聴する」と回答しており9割以上が「自宅にテレビを所有し

²¹ 沖縄県公文書館資料コード：0000015668 前同

²² 調査結果は掲載されていないもの1958年の調査アンケート用紙には、テレビ放送に関する自由意見を聞き取る項が設けられている。

²³ 沖縄タイムス社編『沖縄年鑑1959年版』（1960、沖縄タイムス社）192頁



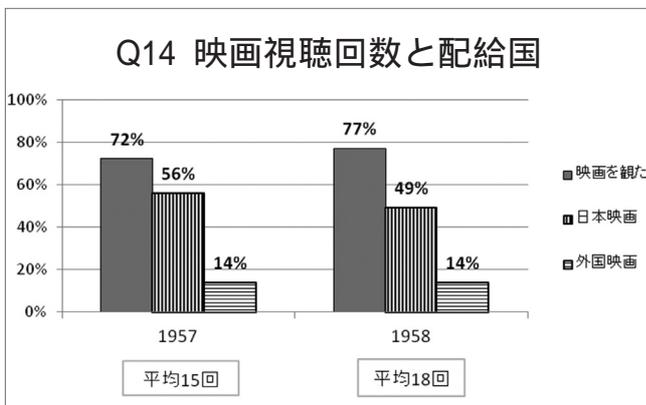
ている] ようにテレビは生活必需品となり、テレビ視聴は習慣化していたと言える。

「Q13. 1日の平均視聴時間」も、1967年と1969年では30分未満から2時間未満が減少傾向にあり、3時間未満から4時間以上が増加しているように明らかな増加傾向にあることが分かる。[毎日テレビを観る] のに加えて、視聴時間も長時間化する傾向にあったと言える。グラフには示していないが、「視聴回数の多い放送局」を問う項目では、1967年と1969年のどちらの調査でも

[琉球放送と沖縄テレビの両方をよく見る] と回答した者が多かった。このようなテレビメディアの普及は、どのような要因によって引き起こされたのだろうか。『沖縄年鑑1961年版』の記述から、テレビ放送が郷土演劇と結びつき、沖縄テレビでは「お楽しみ回り舞台」、琉球放送では「郷土劇場」という郷土演劇番組が通常の放送プログラムに組み込まれていたことが分かる²⁴。ラジオの項で確認したように、郷土芸能は琉球住民に広く娯楽対象として受け入れられており、ラジオ番組の中でも常に高い聴取率を記録していた。目新しいメディアであるテレビへの興味や、住民のメディア嗜好を踏まえた番組プログラムの導入が高視聴率に結びついていたと考えられる。また、1964年の東京オリンピックを契機として、日本政府による沖縄援助計画の一環として取り組まれた日琉間マイクロウェーブ回線開通も人々をテレビへと向かわせる一因になったのは間違いないだろう²⁵。1964年の9月1日のマイクロウェーブ回線開通により、日本本土の番組が沖縄でも同時視聴可能となったのである。テレビを通して得られる日本との一体感は日本復帰志向を助長し、復帰実現を加速させたかもしれない。

3 - 5 映画

最後に、映画について見ておこう。映画に関するメディア習慣調査が行われたのは1957年と1958年である。「Q14. 映画視聴回数と配給国」のグラフは、昨年度一年間の映画鑑賞の有無、回数、鑑賞した映画の配給国に関する質問項目をまとめたものである。調査によると、[映画を観た] と答えた



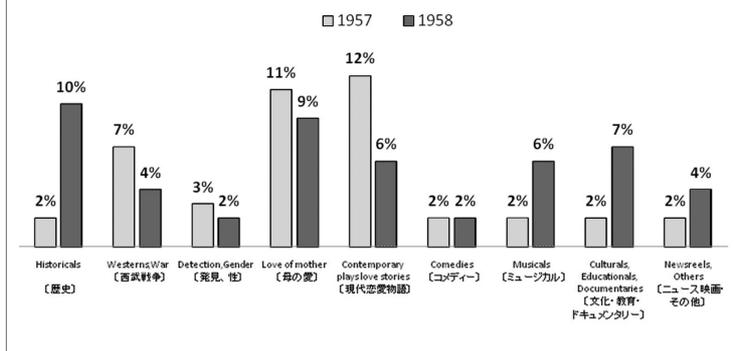
人数、鑑賞回数はどちらも増加しており、1958年調査が1957年の追跡調査であったことを考えると、対象者個々人の映画鑑賞の習慣化が進んでいる。外国映画に対し日本映画の視聴率が高いのは、言語疎通が原因として考えられる。『沖縄年鑑1961年版』によると、1951年には沖縄本島内に常設映画館が95館あり、映画館の乱立による客の分散とフィルム争奪戦による鑑賞料値上げによって、1958年には映画館動員数は減少傾向にあると記述されている²⁶。視聴回数

²⁴ 沖縄タイムス社編『沖縄年鑑1961年版』(1961、沖縄タイムス社) 253頁

²⁵ 日琉マイクロウェーブ回線の経緯と東京オリンピックとの関連性については、以下に詳しい。大田政作『歴史の証言 米占領下における沖縄の歩み』(1980、力富書房)、豊見山和美「オリンピック東京大会沖縄聖火リレー 1960年代前半の沖縄における復帰志向をめぐって」『沖縄県公文書館研究紀要第9号』(2007、沖縄県公文書館)

²⁶ 沖縄タイムス社編『沖縄年鑑1961年版』(1961、沖縄タイムス社) 242頁

Q15 好きな映画の種類



15回及び18回という数字は減少傾向にあると言われていた中での結果である。

「Q15. 好きな映画の種類」の問いに対する回答は、調査年によって異なりを見せている。どちらの調査でも好きな映画として高い回答数を得た「Love of mother」[母の愛]に関しては、1958年の報告書に「琉米文化センターで積極的に放映した結果だろう」と分析されており、1950年代米軍の広報宣伝映画では、母性愛をテーマとした映画が放映されて

いたこと、それらの映画は住民の映画嗜好にある程度影響力を与えていたと推測される。

1958年を最後として、USCARが映画に関するメディア調査を行った跡は確認できない。「琉球立法院会議録」には、映画館動員数増加の為の娯楽税引き下げ陳情が、映画興行者一同より提出された記録を確認できる²⁷。1954年以降1956年に至るまでに4度にわたって引き下げ陳情が提出されており、1956年4月9日の陳情が採択され、税が引き下げられている。その結果、1960年には大人35セントから33セントに鑑賞料が引き下げられている²⁸。当時の農家世帯の平均一年間の総支出は52ドル、そのうち娯楽費用が含まれる雑費は12ドルであった²⁹。農家世帯一人当たりの年間映画鑑賞回数が18回だとすると、年間約4ドルの出費であり、雑費の3割は映画鑑賞に費やしていたことになる。1963年度にはさらに映画鑑賞の減少が進んでいると見られるも、1967年には映画作品の大作化、映画館の改築によってテレビメディアとの棲み分けに成功し、再び動員数が増加したことが報告されている³⁰。琉球住民にとって映画鑑賞は、月に数回の娯楽享受の機会であった。日本映画や米軍製作映画の鑑賞が住民に与えた影響については、今後明らかにする必要があるだろう³¹。

4 米軍占領下のメディアをめぐる規制と法律

前節まで、メディア調査報告書の整理作業から、琉球住民のメディア利用習慣とメディアの普及状況の変遷について個別に見てきた。それでは、メディア自体は政策者側に如何なるまなざしを向けられ、またその運営はどのように制限されていたのだろうか。本節では、各メディアに敷かれた法的統制の状況を整理することにより、メディアを取り巻く社会背景を提示することで、その中で育まれた琉球住民の生活様式への深い理解に繋げたい。なお、法律本文の掲載に当たっては沖縄県公文書館のWebサービス「琉球政府公報画像データサービス」を積極的に利用した³²。同サービスは館外からも利用可能であり、米軍占領下の法令や政府の事業取り組み等をPDFファイルで閲覧できる。

米軍占領下において、そもそも琉球住民の言論の自由は如何に保障されていたか。第二次世界大戦

²⁷ 「琉球立法院会議録画像データサービス」 <http://www.archives.pref.okinawa.jp/kensaku/cat8/cat3/> (2013.2.1取得)

²⁸ 沖縄タイムス社編 『沖縄年鑑1961年版』(1961、沖縄タイムス社) 251頁

²⁹ 沖縄タイムス社編 『沖縄年鑑1961年版』(1961、沖縄タイムス社) 539頁

³⁰ 沖縄タイムス社編 『沖縄年鑑1968年版』(1961、沖縄タイムス社) 337頁

³¹ 第二次世界大戦以後の米国広報宣伝映画に関する政策展開や映画作品の内容については、近年歴史社会学の分野を中心に研究成果が積み重ねられつつある。詳しくは、土屋由香・吉見俊哉 『占領する眼・占領する声 CIE/USIS映画とVOAラジオ』(2012、東京大学出版会)を参照のこと。

³² 「琉球政府公報画像データサービス」 <http://www.archives.pref.okinawa.jp/kensaku/cat8/cat2/> (2013. 2.1取得)

以降対立関係にあった米国とソ連は、1940年代後半の中華人民共和国の樹立や朝鮮戦争の勃発を機として対立の構図を強め、東アジア情勢は緊迫を迎える。1949年の米国独立記念日には、連合国最高司令官の地位にあったD.MacArthurが「日本は共産主義進出阻止の防壁」と声明、長期占領に政策方針を転換し、沖縄の恒久的基地の建設を本格化するとともに、住民の統制を強化するという政治的状況にあった。「反共軍事基地沖縄の成立」³³は米国の「民主化政策」の下に進められることとなる。法的には1950年12月5日に極東軍司令部から「琉球列島米国民政府に関する指令」³⁴が出され「民主主義國家の基本的自由」としての言論・集会・陳述・信教及び出版の自由が保障された（第1章 C民政の4）。ただしこの条項には「占領軍の政策に反せぬ限り」という文言が含まれているように、占領上都合の悪い言論や行為が弾圧されることを意味した。1952年2月29日公布の米国民政府布告第13号「琉球政府の設立」³⁵でも同じく、「信教、言論、集会、請願及び出版の自由 {中略} を含む民主國家の基本的自由は、公共の福祉に反しない限りこれを保障する」（第6条）と示されているように、言論及び出版の自由が条件付きで許されていることに変わりはない。

つづけて各メディアの法制度を個別に見ていこう。まず、ラジオとテレビについてであるが、琉球政府より1955年11月25日に公布された立法第80号「電波法」³⁶では「放送番組（放送をする事項の種類、内容、分量及び配列をいう。以下同じ。）は、立法で定める権限に基く場合でなければ、何人からも干渉され、又は規律されることがない」（第72条）と定められた。ただしその前年 2月19日にUSCARが発令した琉球列島米国民政府布令第128号³⁷の「通信事業」には「郵便、電気通信及び氣象業務は民政府の要求に応じ監察及び検査を受けるものとする」（第1條第4項）と規定されていた。つまり、通信事業におけるUSCARの監査は法律条文レベルで正当化されていたのである。さらに1964年1月7日の改正においては³⁸、無線局及び無線通信士の免許に関して高等弁務官の審査承認の手続き規定が必要であるという項目が追加された。これは、1960年代に入りラジオ沖縄などの商業放送局が開局したことを受けて、放送事業への統治者の影響力と権限を保持するためのものであったと推測される。

テレビ放送機関に関しても、会社設立手続きは「電波法」によっていた。沖縄本島では1959年の沖縄テレビ開局以来、テレビが住民の生活にかかせないものになっていたことは、前節までで明らかである。しかし、宮古・八重山へのテレビ導入は1967年末まで待たなければならなかった。「先島へもテレビ放送を」という声の高まりを受けて、琉球政府は1967年9月19日立法第122号「放送法」³⁹を公布した。この法律は「放送を公共の福祉に適合するように規律し、その健全な発達を図ること」（第1条）を目的として制定されたと記されている。第4条では、放送番組編集の自由が定められており、「立法に定める権限に基づく場合でなければ」放送事業者による編集の自由が確保された。ただし同時に1954年制定の「通信事業」も生きており、政府による検閲の正当性は保持されていたと言える。通信・電波行政をめぐる立法の在り方からUSCARは、放送の検閲制と免許制度を掌握することで、1972年の日本復帰まで米国政府の監視下に置いたことが分かる。

次に、映画及び出版物に係る法制度を見てみよう。1949年2月14日に軍政府より出された琉球

³³ 門奈直樹『アメリカ占領時代沖縄言論統制史』（1996、雄山閣出版）58頁

³⁴ 沖縄群島政府公報號外 1951年1月5日

³⁵ 沖縄群島広報第12號 1952年3月7日

³⁶ 琉球政府公報第94号 1955年11月25日

³⁷ 琉球政府公報第18號 1954年3月2日

³⁸ 琉球政府公報第6号 1964年1月21日

³⁹ 琉球政府公報第68号（号外） 1967年9月19日

列島米軍政本部指令「情報教育的企業（映画、演劇、写真、出版など）の免許及び営業に関する規程」⁴⁰は、映画や出版業の営業について明文化した初めての法律である。この指令では、営業許可免許を得るために「先ず民政府情報課及び軍政府情報局部の許可を受け」ることが定められた（第1条a）。また、この指令以後に出版される「定期刊行物及び他の出版物」は「全文原稿に共訳文を添えて民政府情報課及び軍政府情報教育部に提出すべき」ことが定められた（第1条d）。創刊号に関しては発行前の検閲が義務付けられている。「映画フィルム」については上映前の事前検閲（第1条f）、「新聞、定期刊行物及び其他の出版物」は出版後の納本が義務付けられた（第1条e）。この法律文から、出版物と映画興行に対して厳しい検閲の網の目が張られていた様子が窺える。

特に映画フィルムに関しては、1951年2月15日に沖縄群島条例第6号「映画フィルム審査条例」によって、所持するフィルムの政府への申告と事前の上映許可が定められた⁴¹。この条例は1959年に立法第86号⁴²によって廃止されるまで続いた。先に記した情報教育的企業に関する指令も、1952年6月26日発令の琉球列島米国民政府指令第14号「出版許可」⁴³によって全て廃止され、USCARによる検閲制度は廃止となっている。ただし、1950年代に祖国復帰運動や軍用地接收反対運動が高まる中で、USCARは集会・政治活動の制限を発表、再び言論の自由の弾圧を強化した。具体的には、1955年3月16日公布米国民政府布令第144号「刑法並びに訴訟手続き法典」⁴⁴で「新聞、雑誌、書籍、小冊子又は廻状」の発行・印刷に政府の許可手続きを命じ（第2部第2章35）、違反者に対する刑罰規程が定められた。1965年2月15日改正第23号⁴⁵により廃止となるまで実質的にはこの検閲体制が保持されたように、米軍占領以降長期にわたってメディアへの統制は図られていたのである。

以上見てきたように、米国統治期のメディア機関運営はUSCARの規制の下に行われていた。検閲体制や言論のコントロールといった一方的な法的措置は、占領者 被占領者という構図を編制する一つの役割を担っていたと言えるだろう。琉球住民にメディアを通して供給される情報は、統治者によって制限されており、そのような状況下で住民のメディア習慣は育まれていたのである。

おわりに

本稿では、米国統治期のメディアに関わる統治者側の政策と、住民の生活様式に関連する資料の利用促進を目的として、USCARが編集したメディア調査報告書を紹介した。しかし、本稿で紹介できた資料は沖縄県公文書館所蔵資料のほんの一部に過ぎない。例えば琉球政府文書には、政府ラジオ番組の放送用に作成された原稿や、メディア機関設置の陳情書、映画館等営業許可申請書などの文書が含まれている。USCAR文書では、ラジオ放送の検閲文書、放送局のパンフレット、USCAR広報局へ新聞社が提出した英文の要約文書などが見られる。ただしメディア関係資料は、特定の簿冊にまとまって保存されているわけではなく、様々な行政文書の一部として含まれていることが多いため、資料収集を困難にしている。メディア研究に限らず、研究分野の関連情報を豊富に持つことは資料調査を効率よく進める上で重要であろう。拙稿で紹介した情報や論考に含まれる文言が、資料探索の手助けになることを願う。

⁴⁰ 沖縄民政府広報第2号 1949年2月28日

⁴¹ 門奈（1996）によればこの条例は、反共的・反政府的内容のチェックとフィルムの不当輸入阻止を目的として設けられたという。

⁴² 琉球政府公報第46号（号外）1959年7月1日

⁴³ 琉球政府公報第13号 1952年7月7日

⁴⁴ 琉球政府公報第20号（号外）1955年4月23日

⁴⁵ 琉球政府公報第16号 1965年2月26日